

# 寄附金控除

公益財団法人明るい選挙推進協会に寄附をしていただくと、税制上の優遇措置が受けられます。

## (1) 個人の所得控除・税額控除

### ★所得税

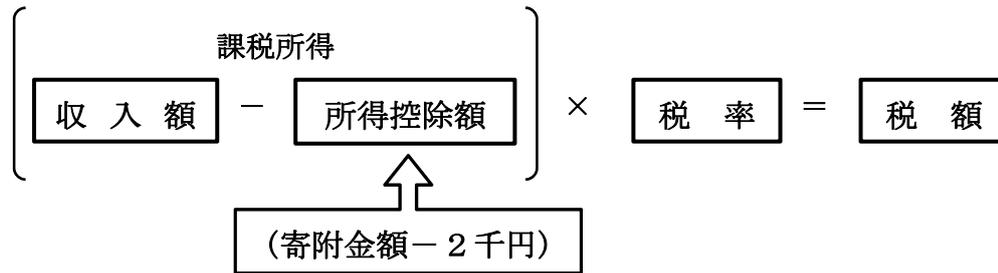
「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択することができます。

#### ①「所得控除」

課税所得から（寄附金額(\*) - 2千円）の額が控除されます。

\* 所得金額の40%相当額が限度

税額 = 課税所得（収入額 - 所得控除額）× 税率

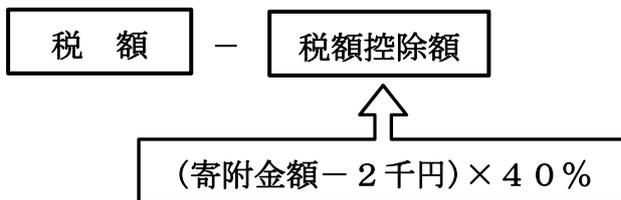


#### ②「税額控除」(平成23年度税制改正によって創設)

税額から（寄附金額(\*1) - 2千円）× 40%の額が控除(\*2)されます。

\*1 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額

\*2 控除額は所得税額の25%が限度



### ★個人住民税

都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税控除の対象となる場合があります。

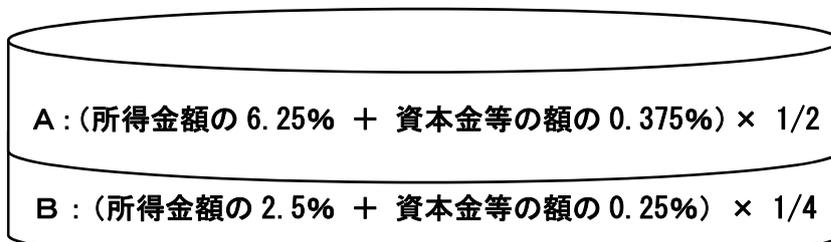
お住まいの都道府県税事務所または各市区町村の徴税窓口に御問い合わせ下さい。

## (2) 法人の損金算入に係る別枠措置

会社などの法人が寄附した場合、一般寄附金の損金算入限度額(B)に加えて、特別の損金算入限度額(A)が設けられています。下記A+Bが限度額となります。

A : 特別損金算入限度額 = (所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2

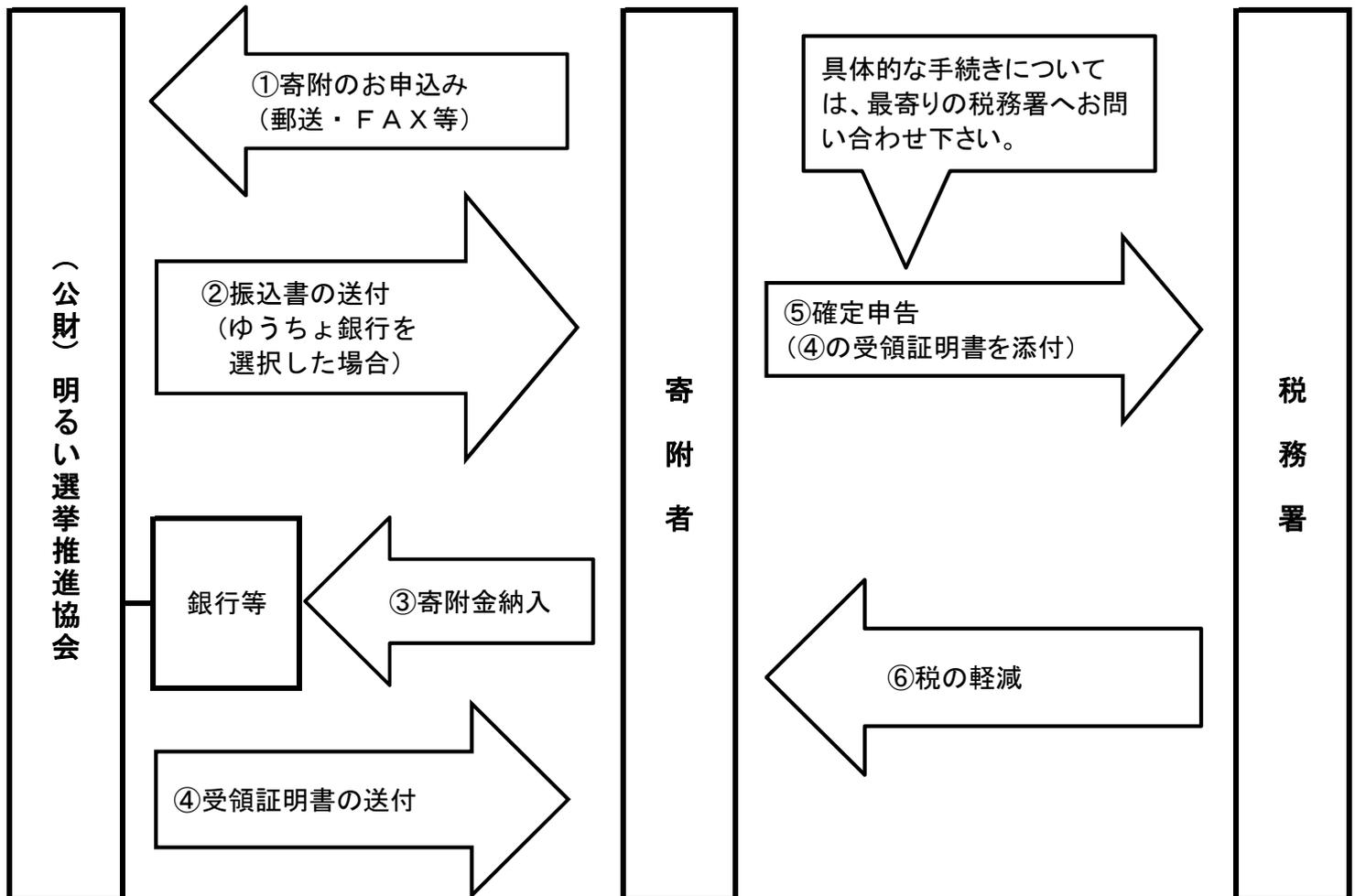
B : 一般寄附金の損金算入限度額 = (所得金額の2.5% + 資本金等の額の0.25%) × 1/4



← 特別損金算入限度額

← 一般寄附金の損金算入限度額

## 【 寄附の手順 】



- ① 別紙「寄附金申込書」により寄附を申し込んで下さい。
- ② 納入方法として「ゆうちょ銀行振込」を選択される場合は、明るい選挙推進協会から振込書を送付いたします。
- ③ 選択した納入方法で寄附金を納入して下さい。
- ④ 寄附金入金確認後「受領証明書」を明るい選挙推進協会から送付します。
- ⑤ 寄附金控除を受けるには、所得税の確定申告を行うことが必要です。確定申告書には、④の「受領証明書」を添付してください。

※お手続きが不明の方は、電話ないしメールでお問い合わせ下さい。

電話：03-6380-9891

メール：info@akaruisenkyo.or.jp

## 一般寄附金の募集に係る寄附申込書

公益財団法人 明るい選挙推進協会

会長 佐々木 毅 様

下記のとおり寄附を申し込みます。

令和 年 月 日

金額	金 円也			
(ふりがな)				
御芳名	(法人の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入下さい。)			
御団体名	(個人様の場合は、ご記入不要です。)			
御住所	〒 -			
お振込み 予定日	令和 年 月 日			
お振込み先	○印	金融機関名	口座番号	備考
		ゆうちょ銀行 振替口座	00170-2-696077	最寄りの郵便局で振込いただけます。 手数料は無料です。後程、当協会より振込 用紙を郵送いたします。
該当先に○を お付け下さい		みずほ銀行 虎ノ門支店	普通 4331085	振込手数料をご負担いただくこととなります。
	ザイ) アカルイセンキョスイシンキョウカイ 口座名義はいずれも「公益財団法人 明るい選挙推進協会」となります			

(注記) 上記の寄附金総額の50%以上を定款第4条に定める公益目的事業に使用します。

寄附金申込書は、FAX、メール又は郵送にていただきたくお願い申し上げます。

FAX ⇒ 03-5215-6780

メール ⇒ info@akaruisenkyo.or.jp

郵送 ⇒ 〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7F

公益財団法人 明るい選挙推進協会 宛